



# 鳥取県公報

平成 29 年 7 月 4 日 (火)  
第 8 9 1 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (454) (長寿社会課) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (455) (東部福祉保健事務所) . . . . . 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (456) (〃) . . . . . 2
	一般国道の区域の変更 (457) (道路企画課) . . . . . 2
	一般国道の供用の開始 (458) (〃) . . . . . 2
	土砂災害警戒区域の指定の変更 (459) (治山砂防課) . . . . . 3
	土砂災害特別警戒区域の指定 (460) (〃) . . . . . 3
	土砂災害計画区域の図面の変更 (2 件) (461・462) (〃) . . . . . 5
	指定居宅介護支援事業者の指定 (463) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 7
	土地改良区の役員の退任 (464) (中部総合事務所農林局) . . . . . 8
	指定居宅介護支援事業者の指定 (465) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 8
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (466) (会計指導課) . . . . . 8
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (19) (教育総務課) . . . . . 8
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (20) (図書館) . . . . . 8
◇ 雑 報	行政書士試験の実施 (政策法務課) . . . . . 9

# 告 示

## 鳥取県告示第454号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
介護の夜明け～イメージ変革プロジェクト～業務委託プロポーザル審査会	介護の夜明け～イメージ変革プロジェクト～事業に係る受託者の選定に関する事項	平成29年7月4日から同年7月31日まで	長寿社会課

## 鳥取県告示第455号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年7月4日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ライフデザイン	きずな訪問看護リハビリステーション	鳥取市立川町六丁目207	平成29年7月1日	訪問看護

## 鳥取県告示第456号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年7月4日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ライフデザイン	きずな訪問看護リハビリステーション	鳥取市立川町六丁目207	平成29年7月1日	介護予防訪問看護

## 鳥取県告示第457号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成29年7月4日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成29年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
181号	西伯郡伯耆町大殿字下上島39-6地先から同町大殿字寺畑1205-1地先まで	変更前	10.3~29.7	219.0
		変更後	14.1~29.7	219.0

## 鳥取県告示第458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成29年7月4日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成29年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
181号	西伯郡伯耆町大殿字下上島39-6地先から同町大殿字寺畑1205-1地先まで	平成29年7月14日

#### 鳥取県告示第459号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

日野町

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- 3 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

オオサコ谷川（I-1-3-37-9）、ホウブツ谷川（I-1-3-37-11）、堀尾谷川（I-1-3-37-69）

- 4 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第460号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

日野町

- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

谷川谷川（I-1-3-37-1）、三谷川（I-1-3-37-2）、舟場川（I-1-3-37-3）、二軒茶屋川（I-1-3-37-4）、妻ノ神谷川（I-1-3-37-5）、みょうけん谷川（I-1-3-37-6）、権現谷川（I-1-3-37-7）、ヨウガイ山川（I-1-3-37-8）、ヨウガイ山川（I-1-3-37-10）、坂口谷川（I-1-3-37-13）、小屋谷川（I-1-3-37-15）、後谷川（I-1-3-37-16）、池の元川（I-1-3-37-17）、段谷川（I-1-3-37-18）、湯谷川（I-1-3-37-20）、鎌谷川（I-1-3-37-21）、土居谷川（I-1-3-37-22）、倉谷川（I-1-3-37-24）、濁谷川（I-1-3-37-25）、若杉谷川（I-1-3-37-29）、真住川（I-1-3-37-30）、

鉦谷川（Ⅰ－１－３－３７－３４）、越谷川（Ⅰ－１－３－３７－３７）、門谷川（Ⅰ－１－３－３７－３９）、源平谷川（Ⅰ－１－３－３７－４０）、三王谷川（Ⅰ－１－３－３７－４１）、鉄穴川（Ⅰ－１－３－３７－４２）、ヒサシ谷川（Ⅰ－１－３－３７－４３）、稗田谷川（Ⅰ－１－３－３７－４４）、小川尻川（Ⅰ－１－３－３７－４６）、石原谷川（Ⅰ－１－３－３７－５１）、津地川（Ⅰ－１－３－３７－５２）、安原川（Ⅰ－１－３－３７－５３）、安原谷川（Ⅰ－１－３－３７－５４）、ミヤダゴ谷川（Ⅰ－１－３－３７－５５）、モチ毛谷川（Ⅰ－１－３－３７－５７）、背戸の谷川（Ⅰ－１－３－３７－５９）、茗荷谷川（Ⅰ－１－３－３７－６０）、中原谷川（Ⅰ－１－３－３７－６２）、下黒坂川（Ⅰ－１－３－３７－６３）、井手谷（Ⅰ－１－３－３７－６４）、上エノ山谷川（Ⅰ－１－３－３７－６７）、春日谷川（Ⅰ－１－３－３７－６８）、古川谷川（Ⅰ－１－３－３７－７２）、ソウズガダニ（Ⅰ－１－３－３７－７３）、田ノ坪谷川（Ⅰ－１－３－３７－７４）、ソラヤマヒガシビラ（Ⅰ－１－３－３７－７６）、サカノウエ（Ⅰ－１－３－３７－７９）、タクミ（Ⅰ－１－３－３７－８１）、ミヤダニニシビラ（Ⅰ－１－３－３７－８２）、カミサコノウエ（Ⅰ－１－３－３７－８３）、キタハラ（Ⅰ－１－３－３７－８４）、ハンダニヤマ（Ⅰ－１－３－３７－８６）、ハンダニヤマ②（Ⅰ－１－３－３７－８７）、ミョウガダニ（Ⅰ－１－３－３７－８８）、カワヒガシ（Ⅰ－１－３－３７－８９）、お墓さん川（Ⅰ－１－３－３７－９０）、姫宮上谷（Ⅰ－１－３－３７－９２）、イノタニ（Ⅰ－１－３－３７－９４）、ノズダニ（Ⅰ－１－３－３７－９６）、タタラダニ（Ⅰ－１－３－３７－９７）、ソウズガダニ（Ⅰ－１－３－３７－１００）、オオバライエノウエ（Ⅰ－１－３－３７－１０１）、タカボウキ（Ⅰ－１－３－３７－１０２）、土居谷川（Ⅰ－１－３－３７－１０３）、タケノシタ（Ⅱ－１－３－３７－５）、ウツイダニヤマ（Ⅱ－１－３－３７－６）、ミヤノタニノイチ（Ⅱ－１－３－３７－８）、ヤナギダニノニ（Ⅱ－１－３－３７－１０）、カゲ（Ⅱ－１－３－３７－１１）、ウスガタニノイチ（Ⅱ－１－３－３７－１２）、イチノタニ（Ⅱ－１－３－３７－１３）、トチダニオク（Ⅱ－１－３－３７－１４）、バガサコ（Ⅱ－１－３－３７－１５）、ウケノタニカゲチ（Ⅱ－１－３－３７－１６）、ヒコダニ（Ⅱ－１－３－３７－１７）、ミョウケンダニ（Ⅱ－１－３－３７－１８）、ムガタニ（Ⅱ－１－３－３７－１９）、サイノキダニ（Ⅱ－１－３－３７－２１）、フセタニヤマ（Ⅱ－１－３－３７－２２）、コダニホンタニ（Ⅱ－１－３－３７－２３）、イエノソラ（Ⅱ－１－３－３７－２４）、ヤマノカミザコ（Ⅱ－１－３－３７－２６）、ミチノウエサコ（Ⅱ－１－３－３７－２７）、ナシノキダニカミビラ（Ⅱ－１－３－３７－２８）、ヒナビラノイチ（Ⅱ－１－３－３７－２９）、ツツミダニ（Ⅱ－１－３－３７－３０）、笠谷川（Ⅱ－１－３－３７－３１）、ウツイダニヤマ②（Ⅱ－１－３－３７－３２）、ミョウゲンダニノロク（Ⅱ－１－３－３７－３３）、イノオク（Ⅱ－１－３－３７－３５）、柳谷川（Ⅱ－１－３－３７－３６）、森谷川（Ⅱ－１－３－３７－３７）、カンナボラ（Ⅱ－１－３－３７－３８）、キノオク（Ⅱ－１－３－３７－３９）、いずのもと谷川（Ⅱ－１－３－３７－４０）、ミツヨシ（Ⅱ－１－３－３７－４１）、毛田谷川（Ⅱ－１－３－３７－４４）、上峰谷川（Ⅱ－１－３－３７－４５）、野呂谷川（Ⅱ－１－３－３７－４６）、小原谷川（Ⅱ－１－３－３７－４７）、岩屋谷川（Ⅱ－１－３－３７－４８）、イワタオク（Ⅱ－１－３－３７－４９）、下黒坂谷川（Ⅱ－１－３－３７－５０）、ワナツボダニ（Ⅱ－１－３－３７－５１）、ヤマノテヤマ（Ⅱ－１－３－３７－５２）、牧場川（Ⅱ－１－３－３７－５３）、カワニシ（Ⅱ－１－３－３７－５４）、タタラバノウエ（Ⅱ－１－３－３７－５５）、カワニシヤマ（Ⅱ－１－３－３７－５６）、カワヒガシ③（Ⅱ－１－３－３７－５７）、カワヒガシ②（Ⅱ－１－３－３７－５８）、カワニシニブダニ（Ⅱ－１－３－３７－５９）、道三原谷川（Ⅱ－１－３－３７－６１）、カンダバヤシ（Ⅱ－１－３－３７－６２）、ヤマノカミダニ（Ⅱ－１－３－３７－６３）、ノゾキイワ（Ⅱ－１－３－３７－６４）、原奥川（Ⅱ－１－３－３７－６５）、大畑（Ⅱ－１－３－３７－６６）、ゴヒヤクダ（Ⅱ－１－３－３７－６７）、コウジンバライエノウエ（Ⅱ－１－３－３７－７０）、シバノキヤマ（Ⅱ－１－３－３７－７１）、観音堂谷川（Ⅱ－１－３－３７－７２）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

日野町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

## 急傾斜地の崩壊

## (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

三谷下地区（I-1003）、三谷地区（I-1004）、根雨下町地区（I-1005）、根雨地区（I-1006）、野田地区（I-1007）、金持下地区（I-1008）、金持上地区（I-1009）、三土地区（I-1010）、横路地区（I-1011）、門地区（I-1012）、本郷地区（I-1015）、本郷上地区（I-1016）、安原第2地区（I-1018）、下榎地区（I-1019）、下榎8地区（I-1020）、菅福地区（I-1022）、黒坂地区（I-1181）、下黒坂地区（I-1182）、秋縄地区（I-1184）、高尾地区（I-1185）、舟場地区（I-1186）、上三栗地区（I-1187）、下榎2地区（I-1487）、金持地区（I-1493）、本郷2地区（I-1494）、安原第3地区（I-1495）、福長地区（I-1496）、上菅地区（I-1497）、下黒坂2地区（I-1498）、高尾2地区（I-1499）、舟場2地区（I-1500）、貝原地区（I-1501）、中菅地区（I-1502）、小河内地区（I-1503）、金持上2地区（I-1504）、濁谷7地区（I-1505）、福長3地区（I-1506）、福長2地区（I-1507）、別所2地区（I-1508）、久住地区（I-人工56）、濁谷地区（II-3396）、下三栗地区（II-3397）、久住2地区（II-3398）、本郷3地区（II-3399）、本郷4地区（II-3400）、本郷5地区（II-3401）、本郷6地区（II-3402）、下榎3地区（II-3403）、下榎4地区（II-3404）、下榎5地区（II-3405）、下榎6地区（II-3406）、下黒坂3地区（II-3407）、下黒坂4地区（II-3408）、津地2地区（II-3410）、金持上3地区（II-3411）、濁谷5地区（II-3412）、濁谷6地区（II-3413）、福長4地区（II-3414）、福長5地区（II-3415）、福長6地区（II-3416）、福長7地区（II-3417）、福長8地区（II-3418）、小河内2地区（II-3419）、上菅2地区（II-3420）、中菅2地区（II-3421）、中菅3地区（II-3422）、中菅4地区（II-3423）、中菅5地区（II-3424）、中菅6地区（II-3425）、福長9地区（II-3426）、福長10地区（II-3427）、福長11地区（II-3428）、上菅5地区（II-3429）、上菅6地区（II-3430）、福長12地区（II-3431）、福長13地区（II-3432）、諏訪地区（II-3433）、上菅3地区（II-3434）、下菅地区（II-3435）、下菅2地区（II-3436）、榎市地区（II-3437）、榎市2地区（II-3438）、鉄穴地区（II-3440）、鉄穴2地区（II-3441）、濁谷2地区（II-3442）、濁谷3地区（II-3443）、門2地区（II-3444）、門3地区（II-3445）、秋縄2地区（II-3446）、秋縄3地区（II-3447）、秋縄4地区（II-3448）、秋縄5地区（II-3449）、三土2地区（II-3450）、三土3地区（II-3451）、板井原地区（II-3452）、板井原2地区（II-3453）、板井原3地区（II-3454）、舟場3地区（II-3455）、三谷2地区（II-3456）、後谷地区（II-3457）、金持4地区（II-3458）、高尾7地区（II-3459）、濁谷4地区（II-3460）、門4地区（II-3461）、福長14地区（II-3462）、中菅7地区（II-3464）、中菅8地区（II-3465）、中菅9地区（II-3466）、光明寺裏地区（II-3467）、下菅3地区（II-3468）、下榎7地区（II-3469）、本郷7地区（II-3470）、榎市6地区（II-3471）、小原地区（II-3472）、榎市7地区（II-3475）、鉄穴3地区（II-人工2039）、中菅10地区（II-人工2040）、根雨2地区（II-人工2042）、鉄穴4地区（II-人工2044）

## (4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

## (5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第461号**

平成19年鳥取県告示第320号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに日野町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成29年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 図面を変更した土砂災害警戒区域

谷川谷川（Ⅰ－１－３－３７－１）、三谷川（Ⅰ－１－３－３７－２）、舟場川（Ⅰ－１－３－３７－３）、二軒茶屋川（Ⅰ－１－３－３７－４）、妻ノ神谷川（Ⅰ－１－３－３７－５）、みょうけん谷川（Ⅰ－１－３－３７－６）、権現谷川（Ⅰ－１－３－３７－７）、ヨウガイ山川（Ⅰ－１－３－３７－８）、ヨウガイ山川（Ⅰ－１－３－３７－１０）、坂口谷川（Ⅰ－１－３－３７－１３）、小屋谷川（Ⅰ－１－３－３７－１５）、後谷川（Ⅰ－１－３－３７－１６）、池の元川（Ⅰ－１－３－３７－１７）、段谷川（Ⅰ－１－３－３７－１８）、湯谷川（Ⅰ－１－３－３７－２０）、鎌谷川（Ⅰ－１－３－３７－２１）、土居谷川（Ⅰ－１－３－３７－２２）、倉谷川（Ⅰ－１－３－３７－２４）、濁谷川（Ⅰ－１－３－３７－２５）、若杉谷川（Ⅰ－１－３－３７－２９）、真住川（Ⅰ－１－３－３７－３０）、鉦谷川（Ⅰ－１－３－３７－３４）、越谷川（Ⅰ－１－３－３７－３７）、門谷川（Ⅰ－１－３－３７－３９）、源平谷川（Ⅰ－１－３－３７－４０）、三王谷川（Ⅰ－１－３－３７－４１）、鉄穴川（Ⅰ－１－３－３７－４２）、ヒサシ谷川（Ⅰ－１－３－３７－４３）、稗田谷川（Ⅰ－１－３－３７－４４）、小川尻川（Ⅰ－１－３－３７－４６）、石原谷川（Ⅰ－１－３－３７－５１）、津地川（Ⅰ－１－３－３７－５２）、安原川（Ⅰ－１－３－３７－５３）、安原谷川（Ⅰ－１－３－３７－５４）、ミヤダコ谷川（Ⅰ－１－３－３７－５５）、モチ毛谷川（Ⅰ－１－３－３７－５７）、背戸の谷川（Ⅰ－１－３－３７－５９）、茗荷谷川（Ⅰ－１－３－３７－６０）、中原谷川（Ⅰ－１－３－３７－６２）、下黒坂川（Ⅰ－１－３－３７－６３）、井手谷（Ⅰ－１－３－３７－６４）、上エノ山谷川（Ⅰ－１－３－３７－６７）、春日谷川（Ⅰ－１－３－３７－６８）、古川谷川（Ⅰ－１－３－３７－７２）、ソウズガダニ（Ⅰ－１－３－３７－７３）、田ノ坪谷川（Ⅰ－１－３－３７－７４）、ソラヤマヒガシビラ（Ⅰ－１－３－３７－７６）、サカノウエ（Ⅰ－１－３－３７－７９）、タクミ（Ⅰ－１－３－３７－８１）、ミヤダニシビラ（Ⅰ－１－３－３７－８２）、カミサコノウエ（Ⅰ－１－３－３７－８３）、キタハラ（Ⅰ－１－３－３７－８４）、ハンダニヤマ（Ⅰ－１－３－３７－８６）、ハンダニヤマ②（Ⅰ－１－３－３７－８７）、ミョウガダニ（Ⅰ－１－３－３７－８８）、カワヒガシ（Ⅰ－１－３－３７－８９）、お墓さん川（Ⅰ－１－３－３７－９０）、姫宮上谷（Ⅰ－１－３－３７－９２）、イノタニ（Ⅰ－１－３－３７－９４）、ノズダニ（Ⅰ－１－３－３７－９６）、タタラダニ（Ⅰ－１－３－３７－９７）、ソウズガダニ（Ⅰ－１－３－３７－１００）、オオバライエノウエ（Ⅰ－１－３－３７－１０１）、タカボウキ（Ⅰ－１－３－３７－１０２）、タケノシタ（Ⅱ－１－３－３７－５）、ウツイダニヤマ（Ⅱ－１－３－３７－６）、ミヤノタニノイチ（Ⅱ－１－３－３７－８）、ヤナギダニノニ（Ⅱ－１－３－３７－１０）、カゲ（Ⅱ－１－３－３７－１１）、ウスガタニノイチ（Ⅱ－１－３－３７－１２）、イチノタニ（Ⅱ－１－３－３７－１３）、トチダニオク（Ⅱ－１－３－３７－１４）、バガサコ（Ⅱ－１－３－３７－１５）、ウケノタニカゲチ（Ⅱ－１－３－３７－１６）、ヒコダニ（Ⅱ－１－３－３７－１７）、ミョウケンダニ（Ⅱ－１－３－３７－１８）、ムガタニ（Ⅱ－１－３－３７－１９）、サイノキダニ（Ⅱ－１－３－３７－２１）、フセタニヤマ（Ⅱ－１－３－３７－２２）、コダニホンタニ（Ⅱ－１－３－３７－２３）、イエノソラ（Ⅱ－１－３－３７－２４）、ヤマノカミザコ（Ⅱ－１－３－３７－２６）、ミチノウエサコ（Ⅱ－１－３－３７－２７）、ナシノキダニカミビラ（Ⅱ－１－３－３７－２８）、ヒナビラノイチ（Ⅱ－１－３－３７－２９）、ツツミダニ（Ⅱ－１－３－３７－３０）、笠谷川（Ⅱ－１－３－３７－３１）、ウツイダニヤマ②（Ⅱ－１－３－３７－３２）、ミョウゲンダニノロク（Ⅱ－１－３－３７－３３）、イノオク（Ⅱ－１－３－３７－３５）、柳谷川（Ⅱ－１－３－３７－３６）、森谷川（Ⅱ－１－３－３７－３７）、カンナボラ（Ⅱ－１－３－３７－３８）、キノオク（Ⅱ－１－３－３７－３９）、いずのもと谷川（Ⅱ－１－３－３７－４０）、ミツヨシ（Ⅱ－１－３－３７－４１）、毛田谷川（Ⅱ－１－３－３７－４４）、上峰谷川（Ⅱ－１－３－３７－４５）、野呂谷川（Ⅱ－１－３－３７－４６）、小原谷川（Ⅱ－１－３－３７－４７）、岩屋谷川（Ⅱ－１－３－３７－４８）、イワタオク（Ⅱ－１－３－３７－４９）、下黒坂谷川（Ⅱ－１－３－３７－５０）、ワナツボダニ（Ⅱ－１－３－３７－５１）、ヤマノテヤマ（Ⅱ－１－３－３７－５２）、牧場川（Ⅱ－１－３－３７－５３）、カワニシ（Ⅱ－１－３－３７－５４）、タタラバノウエ（Ⅱ－１－３－３７－５５）、カワニシヤマ（Ⅱ－１－３－３７－５６）、カワヒガシ③（Ⅱ－１－３－３７－５７）、カワヒガシ②（Ⅱ－１－３－３７－５８）、カワニシニブダニ（Ⅱ－１－３－３７－５９）、道三原谷川（Ⅱ－１－３－３７－６１）、カンダバヤシ（Ⅱ－１－３－３７－６２）、ヤマノカミダニ（Ⅱ－１－３－３７－６３）、ノゾキイワ（Ⅱ－１－３－３７－６４）、原奥川（Ⅱ－１－３－３７－６５）、大畑（Ⅱ－１－３－３７－６６）、ゴヒャクダ（Ⅱ－１－３－３７－６７）、コウジンバライエノウエ（Ⅱ－１－３－３７－７０）、シバノキヤマ（Ⅱ－１－３－３７－７１）、観音堂谷川（Ⅱ－１－３－３７－７２）、三谷下地区（Ⅰ－１００３）、三谷地区（Ⅰ－１００４）、根雨下町地区（Ⅰ－１００５）、根雨地区（Ⅰ－

1006)、野田地区(I-1007)、金持下地区(I-1008)、金持上地区(I-1009)、三土地区(I-1010)、横路地区(I-1011)、門地区(I-1012)、本郷地区(I-1015)、本郷上地区(I-1016)、安原第2地区(I-1018)、下榎地区(I-1019)、下榎8地区(I-1020)、菅福地区(I-1022)、黒坂地区(I-1181)、下黒坂地区(I-1182)、秋縄地区(I-1184)、高尾地区(I-1185)、舟場地区(I-1186)、上三栗地区(I-1187)、下榎2地区(I-1487)、金持地区(I-1493)、本郷2地区(I-1494)、安原第3地区(I-1495)、福長地区(I-1496)、上菅地区(I-1497)、下黒坂2地区(I-1498)、高尾2地区(I-1499)、舟場2地区(I-1500)、貝原地区(I-1501)、中菅地区(I-1502)、小河内地区(I-1503)、金持上2地区(I-1504)、濁谷7地区(I-1505)、福長3地区(I-1506)、福長2地区(I-1507)、別所2地区(I-1508)、久住地区(I-人工56)、濁谷地区(II-3396)、下三栗地区(II-3397)、久住2地区(II-3398)、本郷3地区(II-3399)、本郷4地区(II-3400)、本郷5地区(II-3401)、本郷6地区(II-3402)、下榎3地区(II-3403)、下榎4地区(II-3404)、下榎5地区(II-3405)、下榎6地区(II-3406)、下黒坂3地区(II-3407)、下黒坂4地区(II-3408)、津地2地区(II-3410)、金持上3地区(II-3411)、濁谷5地区(II-3412)、濁谷6地区(II-3413)、福長4地区(II-3414)、福長5地区(II-3415)、福長6地区(II-3416)、福長7地区(II-3417)、福長8地区(II-3418)、小河内2地区(II-3419)、上菅2地区(II-3420)、中菅2地区(II-3421)、中菅3地区(II-3422)、中菅4地区(II-3423)、中菅5地区(II-3424)、中菅6地区(II-3425)、福長9地区(II-3426)、福長10地区(II-3427)、福長11地区(II-3428)、上菅5地区(II-3429)、上菅6地区(II-3430)、福長12地区(II-3431)、福長13地区(II-3432)、諏訪地区(II-3433)、上菅3地区(II-3434)、下菅地区(II-3435)、下菅2地区(II-3436)、榎市地区(II-3437)、榎市2地区(II-3438)、鉄穴地区(II-3440)、鉄穴2地区(II-3441)、濁谷2地区(II-3442)、濁谷3地区(II-3443)、門2地区(II-3444)、門3地区(II-3445)、秋縄2地区(II-3446)、秋縄3地区(II-3447)、秋縄4地区(II-3448)、秋縄5地区(II-3449)、三土2地区(II-3450)、三土3地区(II-3451)、板井原地区(II-3452)、板井原2地区(II-3453)、板井原3地区(II-3454)、舟場3地区(II-3455)、三谷2地区(II-3456)、後谷地区(II-3457)、金持4地区(II-3458)、高尾7地区(II-3459)、濁谷4地区(II-3460)、門4地区(II-3461)、福長14地区(II-3462)、中菅7地区(II-3464)、中菅8地区(II-3465)、中菅9地区(II-3466)、光明寺裏地区(II-3467)、下菅3地区(II-3468)、下榎7地区(II-3469)、本郷7地区(II-3470)、榎市6地区(II-3471)、小原地区(II-3472)、榎市7地区(II-3475)、鉄穴3地区(II-人工2039)、中菅10地区(II-人工2040)、根雨2地区(II-人工2042)、鉄穴4地区(II-人工2044)

2 変更した年月日 平成29年7月4日

#### 鳥取県告示第462号

平成28年鳥取県告示第765号(土砂災害警戒区域の指定について)で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに日野町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成29年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 図面を変更した土砂災害警戒区域

土居谷川(I-1-3-37-103)

2 変更した年月日 平成29年7月4日

#### 鳥取県告示第463号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年7月4日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社ライトアップ	そらいろ居宅介護支援事業所	倉吉市幸町532-1	平成29年7月1日

**鳥取県告示第464号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東鴨土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年7月4日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

退任した役員の氏名及び住所

監 事 岩 崎 幸 男 倉吉市広瀬657

平成29年6月17日退任

**鳥取県告示第465号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年7月4日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社あしたの木	ケアプランわらしべ	米子市福市1685-9	平成29年7月1日

**鳥取県告示第466号**

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成29年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住 所	名 称
平成29年6月20日	鳥取市滝山417-47	ますや酒店 西尾 節雄

**教 育 委 員 会 告 示****鳥取県教育委員会告示第19号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成29年7月4日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成29年7月6日（木）午前10時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針について
  - (2) その他

**鳥取県教育委員会告示第20号**

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年7月4日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人



名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
「図書館で夢を実現しました大賞」審査委員会	図書館で夢を実現しました大賞に係る優秀事例の選考に関する事項	平成29年9月1日から平成30年3月31日まで	図書館

## 雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成29年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

平成29年7月4日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯 部 力

### 1 試験日時

平成29年11月12日（日） 午後1時から午後4時まで

### 2 試験場所

鳥取市湖山町南四丁目101 鳥取大学鳥取キャンパス

### 3 試験方法及び科目

次の事項につき筆記試験（（1）は択一式及び記述式、（2）は択一式）により行う。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出题する。

#### （1）行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成29年4月1日現在施行されているものに関して出題する。

#### （2）行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解

### 4 試験案内及び受験願書の配布

#### （1）郵送配布

140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角2号）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、イの請求先まで郵便で請求すること（平成29年9月1日（金）必着のこと。）。

ア 配布期間 平成29年8月7日（月）から同年9月1日（金）まで

イ 請求先 〒252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

#### （2）窓口配布

ア 配布期間 平成29年8月7日（月）から同年9月8日（金）まで

イ 配布場所等

次の表の配布場所の欄に掲げる場所で、同表の配布時間の欄に定める時間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に配布する。

配 布 場 所		配 布 時 間
鳥取県元気づくり総本部県民課	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎内	午前8時30分から 午後5時15分まで
鳥取県中部総合事務所地域振興局	倉吉市東巖城町2	〃
鳥取県西部総合事務所地域振興局	米子市糺町一丁目160	〃
鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局	日野郡日野町根雨140-1	〃
鳥取県行政書士会	鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階	午前9時から 午後5時まで

## 5 受験手続

### (1) 郵送による受験申込み

#### ア 提出書類

受験願書一式

#### イ 提出先及び提出方法

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

試験案内及び受験願書とともに配布する宛先が印刷された封筒により簡易書留郵便で郵送すること。

#### ウ 受付期間

平成29年8月7日（月）から同年9月8日（金）まで

なお、平成29年9月8日（金）の消印があるものまで受け付ける。

#### エ 受験手数料及び納付方法

(ア) 受験手数料 7,000円

(イ) 納付方法 試験案内を参照すること。なお、払い込まれた手数料は、原則として返還しない。

### (2) インターネットによる受験申込み

#### ア 受験申込画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

#### イ 受付期間

平成29年8月7日（月）午前9時から同年9月5日（火）午後5時まで

なお、受付期間中にアの受験申込画面に接続中又は入力中の者であって、受験申込みを完了していないものは、受付期間の終了によりインターネットによる受験申込みができなくなるので注意すること（受付期間の最終日は受験申込画面へのアクセスの集中が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。）。

#### ウ 受験手数料及び納付方法

(ア) 受験手数料 7,000円

(イ) 納付方法

申込者本人名義のクレジットカード（VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス又はDinersに限る。）による決済又はコンビニエンスストア（セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア又はスリーエフに限る。）での払込みによる。なお、払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

## 6 問合せ先

〒102-0082 東京都千代田区一番町25

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話 03-3263-7700

## 7 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者等に対して、障がい等の状態により必要な特例措置をとることがあるので、特例措置を希望する者は受験申込みに先立って6の問合せ先に必ず相談すること。

## 8 合格者の発表

試験の合格者については、平成30年1月31日（水）午前9時から一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に可否通知書を郵送する。

また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) にも合格者の受験番号を掲載する。